

国民年金だより

令和3年2月5日 発行
 発行 福生市
 編集 市民部保険年金課
 〒197-8501
 福生市本町5番地
 ☎ 042-551-1670 (直通)

国民年金制度について

～国民年金制度は、年老いた時やいざという時に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです～



●国民年金の加入者種別について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、外国籍の方を含めて国民年金に加入し、次の種別に分かれます。

- ・第1号被保険者・・・自営業者、学生、フリーターなど、保険料を自分で直接納付している方。
- ・第2号被保険者・・・会社等に勤務し、厚生年金保険に加入している方（原則65歳未満）。
- ・第3号被保険者・・・厚生年金保険に加入している方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方。

※第1号被保険者の配偶者や、厚生年金保険に加入している65歳以上の被保険者（老齢年金の受給権のある方）に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなれません。

●いざという時のために ～公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です～

年金というと「お年寄りのためのもの」と思われがちですが、年金の給付は老齢年金だけではなくありません。思わぬ事故や病気で障害が残った場合の「障害年金」や一家の働き手が亡くなった時の「遺族年金」があります。もし保険料を未納のままにしておくと、こうした年金が受給できないことがあります。

●国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合

保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請する年度の前年の所得に基づいて審査されます。

なお、失業などを理由とする場合は、その方のみ前年の所得を算入せずに審査できる場合があります。

また、免除制度は原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。納付が困難な方のほか、この期間に未納がある方も是非ご相談ください。

<p>納付が困難な方のための 保険料免除制度</p> <p>所得（※）に応じて、保険料の全額または一部（4分の1・半額・4分の3）が免除になります。 ※申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれが所得基準に該当する必要があります。</p>	<p>50歳未満の方のための 納付猶予制度</p> <p>世帯主の所得が基準額を超えていても本人が50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。</p>	<p>学生のための 学生納付特例制度</p> <p>本人の所得が一定以下の学生の方は、申請により在学期間中の保険料を社会人になってからなど後から納めることができます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

こんなに違います！納付・免除・納付猶予・学生特例と未納

年金の種類		納付状況			
		納付	免除（※1）	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢基礎年金	受給資格期間として算入する	○	○	○	×
	年金額に反映する	○	○（※2）	×	×
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入する		○	○	○	×

免除制度等を利用すれば、未納を続けるより有利になります。

また、免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば後から納めて（追納制度）老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。



（※1）一部免除承認後、一定期間内に納付しない場合は未納扱いとなります。

（※2）保険料を全額納付した場合と比べて、年金額は一部減額されます。

よくあるご質問



Q 国民年金の保険料は、どのように納めるのですか？

A 日本年金機構から送られてくる納付書「領収（納付受託）済通知書」により納めてください。また、事前にお申込みいただくとクレジットカード納付や口座振替により納めることもできます。なお、保険料を前納した場合はその期間と納付方法に応じて保険料が割引されます。

Q 20歳になった大学生の息子も国民年金に加入し、保険料を納めるのですか？

A 国民年金には、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方はすべての人が加入することになっていますので、学生の方であっても加入し、保険料を納めることが必要です。ただし、保険料の納付が困難なときには「学生納付特例制度」がありますのでご相談ください。

Q 出産前後の保険料の免除制度があると聞いたのですが。

A 出産日が平成31年2月1日以降の第1号被保険者の方を対象に産前産後の一定期間、保険料の免除制度があります。出産とは妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶された方も対象です。また、既に別の免除や前納した方も手続きが必要ですので市役所保険年金課へ申請してください。



Q 自分の年金記録や納付状況、年金見込額を確認するにはどうしたらよいですか？

A 国民年金・厚生年金保険の被保険者の方は、毎年誕生月に「ねんきん定期便」が郵送されますので確認してください。保険料の納付実績や年金見込額などの情報が記載されています。通常、圧着ハガキで郵送されますが、35歳、45歳、59歳の方には封書で郵送されます。また、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」や青梅年金事務所でご相談いただくこともできます。

Q 国民年金の保険料を1か月分納めると年金額にはどれくらい反映されるのですか？

A 令和2年度において満額の老齢基礎年金の年金額は、年額781,700円です。これを加入可能月数の480月で割った金額は、年額約1,628円となり、保険料1か月分を納めると増える金額になります。

Q 60歳になる前に会社を辞めたのですが、国民年金に加入し、保険料は払わなければならないのでしょうか？

A 国民年金には、60歳になるまで加入することになっていますので、保険料を納めることになります。退職日のわかる書類、本人確認ができるものを持参の上、市役所保険年金課へ届け出てください。なお、国民年金保険料の免除申請は通常、前年の所得により審査されますが、失業を理由とした特例の免除申請ができる場合がありますのでご相談ください。



Q 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、保険料の納付が困難となりました。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が保険料の免除等に該当する水準まで下がった場合には、臨時の特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除申請が可能な場合があります。

Q 年金手帳をなくしました。再発行はできますか？

A ・第1号被保険者の方…市役所保険年金課へ申請してください。約1か月後に郵送で届きます。お急ぎの場合は青梅年金事務所へ申請してください。
・第2号被保険者の方…勤務先へ申請してください。
・第3号被保険者の方…配偶者の勤務先へ申請してください。



●「ねんきんネット」をご活用ください

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報をいつでも手軽に確認できるサービスです。ご自身の年金記録や将来の年金見込額の試算だけでなく、各種通知書の確認や再交付申請等が可能です。

「ねんきんネット」には事前登録が必要です。登録方法については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

◆福生市役所 保険年金課 保険年金係

☎ 042-551-1670(直通)

◆青梅年金事務所

☎ 0428-30-3410

◆ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

(050から始まる電話からは☎03-6700-1165)



国民年金相談

福生市役所では、年金相談員による「国民年金相談」を行っています。お気軽にご相談ください。
(来庁の際は、本人確認ができるものをお持ちください。)

◆相談日：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

◆時間：午前9時～正午、午後1時～4時

◆場所：市役所1階5番、保険年金課窓口